



南のかぜだより

*** 第17号 ***
2023年 秋号
発行 特定非営利活動法人
ソーシャルネット南のかぜ

第10回定期総会報告



5月27日稲城市立iプラザ
中会議室で、コロナ感染対策
をしながら開催する事ができ
ました。提出議案全てが承認、
新理事に市川悦子さん、外部理
事に大庭百合子さん、外部監事
に秋山和夫さんが選任されま
した。

【2022年度事業報告】

地域共生社会の実現に向け、
目標の一つでもありました市
民と福祉関係者が共に学びあ
うための「地域を支える成年後
見講座・利用促進編」を開催す
る事ができ、多くの方々に参加

していただきました。また、地
域連携ネットワーク会議に参
画し協力関係を構築する一歩
となりました。

【2023年度事業計画】

設立から10年目を迎えるに
あたり、新たな事業（親族後見
人への支援）を盛り込んだ運営
に踏み出します。親族と一緒に
後見活動ができるような法人
後見活動と権利擁護支援を行
う事で地域共生社会の実現に
寄与する事を目標とします。

定支援を丁寧に行い、虐待や
権利侵害についても積極的
に関係機関と協力し、地域の
権利擁護支援の体制づくり
を進めます。
(5) 法人設立から10年目を迎え、
法人運営についてのビジョ
ンを作るとともに、これから
の第2期成年後見制度利用
促進基本計画を念頭に実践
活動の発信に努めます。
(市川 悦子)

- (1) 家族や親族が後見人を担う
ことができるよう親族後見
人の為の勉強会を地域の関
係機関等と連携し開催いた
します。後見人等が支援チー
ムの一員として、一人一人に
あったきめ細やかな支援が
できるようにします。
- (2) 成年後見制度普及や法人後
見受任の需要に応えられる
ように、また、親族後見人も
一緒に活動できるように持
続可能な法人内の体制づく
りを行っていきます。
- (3) 地域の成年後見制度利用促
進基本計画の推進のため、こ
れまでの実践をもとに、地域
連携ネットワークにかかわ
り、協力体制や協議会等への
参画を積極的に行います。
- (4) 法人の主たる事業としてい
る法人後見受任では意思決

ソーシャルネット南のかぜは、今年度、
親族後見人への支援という新たな取り組みを始めます。

次のページに、取り組みの詳細をご案内しています。
どうぞご覧ください。

「わたしの物語をつむぐ
あすへのノート」



「良く生きることは、良く死
ぬこと」と言う言葉を読み聞き
したことがあります。英語のこ
とわぎに「Dying is as
natural as Living」(死ぬこと
は生きることと同様に自然の
理である)ともあります。とも
に深い話であり、生と死はセツ
トであることがわかります。

当法人発行の「わたしの物語
をつむぐあすへのノート」は
終活のためのエンディング
ノートではありません。あなた
の思いや意思をつむぎ、いざと
言う時に大切な人に遺し、あす
につないでいくために書き残
すノートです。

ノートに関するお問い合わせ
せは、当法人事務局にお願いし
ます。必要な方には、500円(送
料別)で販売しています。

(大熊敏子)

新規事業のご紹介

親族後見人支援事業 ～笑顔のネットワークづくり～



ソーシャルネット南のかぜは設立以来10年、法人による成年後見人受任（法人後見）を主な事業とし活動してきました。地域の中で住民主体の地域貢献活動をモットーに成年後見制度の普及に取り組んでいます。

国の方針では、成年後見制度は5年後には民法改正を踏まえ大きく変わることが予定されています。現在、自治体は成年後見制度が利用しやすくなるように、利用者がメリットを感じられるような運用改善に取り組んでいます。

そこで、一人暮らしの方や夫婦のみ世帯の方々が認知症になっても安心して生活できるように自分の将来のことなど何でも話せるカフェタイムを開催して色々なお話をお聞きしたいと思います。どこへでもお茶とお菓子を持参して伺います。

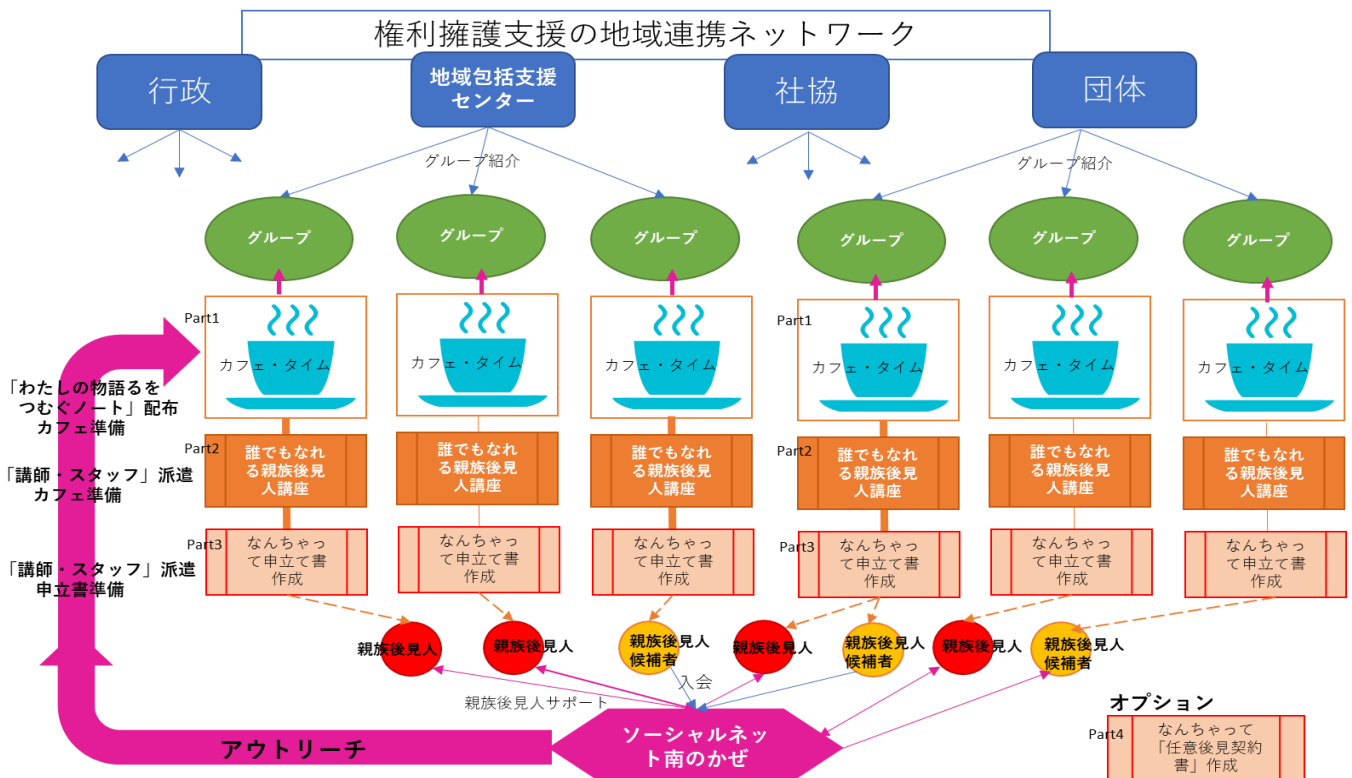
諸外国では、親族後見人が7割以上を占めているなかで日本では第三者後見人が8割近くになっています。「成年後見人はどうやったらなれるの?」「私でもなれるの?」という声を耳にします。当法人は親族の方がもっともっと成年後見人の活動ができるように、親族後見人になった方が気軽に相談できるように、そして一緒に家庭裁判所への活動報告書作りができるような仕組みづくりを提案していきたいと思ひます。本人のことをよく知っている親族（親・子ども・兄弟姉妹・従妹等）が、支援を受けながら一緒に成年後見活動ができる地域の仕組みがあったらどんなに良いでしょう。そのために、親族が後見人になるために必要なことや申立て方法、任意後見契約書の作成を模擬体験していただき準備していきたいと思ひます。

どんなことでも結構です。話を聞いて欲しいという方、グループの皆さん、当法人がどこにでも出向いてきます。お気軽にご相談してください。**お待ちしております。**

この事業は、稲城市社会福祉協議会歳末助け合い運動助成金を受けて行うものです。 （大輪 典子）

2023年度・ソーシャルネット南のかぜ新規事業・親族後見人支援事業・イメージ図

（仮称：笑顔のネットワークづくり）



講演会・相談会

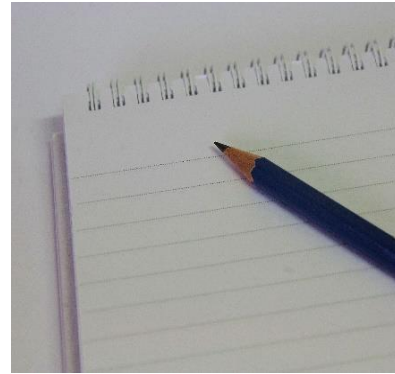
成年後見制度あんしんの仕組み
「成年後見制度支援信託と成年
後見制度支援預貯金について」



成年後見制度支援信託、成年後見制度支援預貯金とは、成年後見制度を利用しやすく、安心して利用できるように作られた金融機関の制度です。メリットや後見人がどのようなにかかわっているか等、わかりやすく説明いたします。家族信託についても説明いたします。個別相談もあります。(要申込)

日時… 23年11月18日(土)
開場… 9時30分
講演… 10時～11時10分
相談会… 11時20分～11時50分
会場… 稲城市立iプラザ2階
大会議室
(稲城市若葉台2の5の2)
講師… 司法書士 吉村護氏
東京司法書士会多摩支部 支部長
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部
多摩地区、地区リーダー
定員… 30名・事前申し込み制・先着順

※個別相談は、成年後見制度、任意後見制度の利用や、遺言、相続などについて弁護士、司法書士、社会福祉士等がご相談に応じます。



新入会員の紹介

稲城オリーブ法律事務所
〜今村雄人弁護士〜

今年の四月より稲城駅前に法律事務所を構え、この度「南のかぜ」の会員に加えていただきました。これまで都内の法律事務所家事事件や一般民事事件・刑事事件を幅広く担当してまいりましたが、より地域に根差したリーガルサービスを提供したいとの思いから、地元に近い稲城市で開業いたしました。「南のかぜ」での活動を通して、福祉分野についての

理解を深めながら、地域住民の権利擁護支援のために尽力してまいりたいと思えます。よろしくお願いたします。

〜窪田由利子さん〜

私は、障がい者の入所施設で8年、市役所で約30年勤務してきました。市役所では、主に高齢者の方の介護や介護予防のサービス、様々な相談業務に携わってきました。

また、成年後見の市長申立ても行っていました。その際には、「南のかぜ」には、いろいろとお世話になりました。

この度、退職を機に「南のかぜ」の会員となり、違ったかたちで後見制度に関われることになりました。今までの経験を活かしながら、新たな気持ちで地域の方々と繋がることのできたらと思っています。どうぞよろしくお願いたします。



空家の管理

管理されず放置された空家が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし社会問題となる中、平成27年「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され(令和5年一部改正)、**空家等の所有者等の責務**が明確化されました。一人暮らしの高齢者が増加し、後見活動でも一人暮らしの高齢者が施設等に移り「空家の管理」に直面する機会が増えていくと思われます。今回は「空家の管理」について後見人等として念頭に置いておくべき関連法と管理の実際を取り上げてみました。

後見人等として①財産の管理義務(民法第859条)②善管注意義務(民法第644条)③成年被後見人の意思尊重及び身上の配慮義務(民法第858条)は常に念頭に置いておかねばなりません。その上で所有者の法的代理人として空家の適切な管理に努め所有者等の責務を果たしていくこととなります。

想定されるリスクとして①防災(老朽化・火災)②防犯③衛生管理(臭気・虫・動物)④景観(植木・雑草・老朽化)⑤自然災害等々が挙げられますが、被後見人等の意思を尊重しながらこれらを適切に管理していく事が求められます。管理の記録も証拠として忘れてはなりません。火災保険に関しては、現状のニーズに合っているか契約内容の確認も必要と思われます。定期的訪問は必須と思いますが、家に風を通す他にもリスクを念頭に置いての点検が重要と思えます。台風や豪雨・寒波等自然気象に備えての点検が必要な場合も想定されます。民生委員や近隣の住民等地域との関係性を作っておくことも重要と思われます。常に周囲の目があることはリスク回避の非常に大きなポイントと考えられます。管理の外部委託もあり売却の可能性等個々のケースに合わせての活動となります。(小川弘子)



5つの生活場面の26の権利と責任

26の権利は5つの主要領域に分類されています。個人に関する権利 (Personal Right)、日常生活に関する権利 (Living Arrangement)、健康に関する権利 (Health Care)、生活力の向上に関する権利 (Work & Habilitation) 安全な環境に関する権利 (Safe Environment) の5つです。

16番は、健康に関する権利のなかの

HEALTHY LIVING “健康的な生活” です。

Right (権利) : To practice healthy living and physical exercise
健康的な生活と運動を実践する権利

Sample Responsibilities (責任) ;
To take good care of yourself so that you stay healthy
あなたが健康を保つためにあなた自身の世話をすること
To choose an exercise that you like, want, and can do
あなたが好きで、やりたい、そしてできる運動を選ぶ

すべての人は健康的に生活する権利をもっています。そのために、自分で自分をコントロールすること、自分が好きで、やりたい、できる運動を選んで行う事が必要です。

健康的な生活が実践できている人とは、どのくらいいるのでしょうか？良くないと思っけていても、ジャンクなお菓子を食べてしまったり、甘い飲物を選んでしまったり、つつい揚げ物を食べてしまうなど・・・あるいは、あっさりした物しか食べないとか、運動しなければと思っけてもできないとか、いろいろありますね。そんな時、できないことを責めて直す方向で言うのではなく、新たな健康的な習慣を獲得するための楽しいプログラムを提供できたらと思います。権利という視点で支援者が考え方をポジティブに変換することで、より良い実践につながるような気がします。
(田村篤子)

一口メモ：玉ねぎの栄養と期待できる効能

玉ねぎは食物繊維やカリウムをはじめとする栄養素や硫化アリルやケルセチン、オリゴ糖などの特有の栄養成分を含みます。血液サラサラ、高血圧予防、腸活にもびったりな野菜で、以下のような効能が期待されています。

- 血液サラサラを期待「硫化アリル」
- 抗酸化作用を持つ「ケルセチン」
- 腸活に役立つ「オリゴ糖」
- 糖や脂質の吸収を抑える「食物繊維」
- 高血圧を防ぐ「カリウム」

編集後記

今年の夏は暑くて長かった。漸く秋が来ました！キンモクセイの甘い香りと紅葉の景色に心身共に癒されます。

世界的な異常気象、ロシアによるウクライナ侵略は終わりが見えない、さらにイスラエル・パレスチナ(ガザ地区)の紛争勃発と暗いニュースに心は沈むばかり…。けれども大リーグ・エンゼルスの大谷翔平選手と藤井総太棋士の活躍には心が弾みました。日本人初のホームラン王と奇跡の大逆転で八冠獲得、本当にびっくり。今後も楽しみです、ワクワクドキドキしましょう。

(廣田雅恵)

会員募集中です。あなたも会員に！

私たちの活動は、会員の会費に支えられています。

正会員：〈入会金〉10,000円 〈年会費〉12,000円

賛助会員：〈入会金〉なし 〈年会費〉個人一口3,000円 団体一口10,000円

特定非営利活動法人 ソーシャルネット 南のかぜ

〒206-0804 東京都稲城市東長沼2100-1 サングレイス 208

TEL&EAX: 042-379-8485

Mail: minaminokaze@triton.ocn.ne.jp

URL: <http://minaminokaze-social.net/>

営業時間: 10:00~16:00(土日祝日は除く)

